



組合ニュース

# ぐんださいタウン

号外 2009.11.12 発行

★ このニュースは、組合費と寄付金で作られています。 ★

群大ノ未来ツクル  
新しい現実 新しい挑戦

群馬大学教職員組合 [URL]<http://web.union.gunma-u.ac.jp/>  
[電話]027-220-7863 [fax]027-234-4140 [e-mail][kumiai@showa.gunma-u.ac.jp](mailto:kumiai@showa.gunma-u.ac.jp)

## 私たちは、給与引き下げ案の撤回を求めます —— 組合から学長に申し入れ

群馬大学の経営陣は、12月のボーナス支給をひかえて、給与引き下げを盛り込んだ就業規則変更を強行しようとしています。この給与引き下げ案は、合わせる必要のない人事院勧告に合わせたもので、正当な理由はありません。人員が減られ各教職員の仕事が増える一方の現状で給与まで引き下げるなど、とんでもないことです。本組合では、以下の通り、委員長から学長に対して緊急の申し入れをしました。ご一読ください。

2009年11月11日

群馬大学学長  
高田 邦昭 殿

群馬大学教職員組合  
中央執行委員長 黒須俊夫

### 申し入れ書

現在、貴職は、本学就業規則変更により、8月11日付け人事院勧告に合わせた給与の引き下げを強行しようとしています。

この引き下げについては、9月30日の本組合と貴職との団体交渉の際に、私たちは次のように指摘しました。

- 1) この給与引き下げ案は、国家公務員を対象とした人事院勧告を、非公務員である本学教職員の給与体系に当てはめるもので、正当性がない。
- 2) この給与引き下げ案は、労働契約法の要件も満たさないもので、まったく合理性を欠く不利益変更であって、法的にみても認められないものである。

本組合は、正当性及び合理性を欠くこの就業規則変更案に断固反対するものです。

貴職におかれましては、本学に働く教職員の生活を守り働きがいのある職場づくりのためにも就業規則変更を断念するように強く求めます。

もし、就業規則変更に必要な理由があるとお考えなのであれば、貴職自らが各キャンパスの教職員にその理由を十分に説明されることを強く求めます。

以上、申し入れます。